

市第68号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一  
部改正）

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第12条の 4 第 2 項」を「第12条  
の 5 第 2 項」に改める。

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平  
成24年12月横浜市条例第60号）第27条第 3 項
- (2) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関す  
る条例（平成26年 9 月横浜市条例第49号）第10条第 3 項第 1 号
- (3) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例  
（平成26年 9 月横浜市条例第47号）第23条第 2 項
- (4) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に  
関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）第 6 条第 1 項第  
1 号
- (5) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に  
関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）第 5 条第 1 項第

### 3号

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考1中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(職員)

第27条 (第1項及び第2項省略)

- 3 第1項の乳児院の看護師は、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の5第2項 第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもって代えることができる。ただし、乳幼児10人を入所させる施設には2人以上、乳幼児11人以上を入所させる施設には2に乳幼児の数が10を超えておおむね10を増すごとに1を加えて得た数以上看護師を置かなければならない。

(第4項から第9項まで省略)

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(職員)

第10条 (第1項及び第2項省略)

- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の5第2項 第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格

を有する者

(第2号から第9号まで、第4項及び第5項省略)

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する  
条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(職員)

第23条 (第1項省略)

- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の5第2項 第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(第1号、第2号及び第3項省略)

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(従業者の員数)

- 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項  
第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア、イ、第2号及び第2項から第6項まで省略）

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（従業者の員数）

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項の児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項  
第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）

（アからウまで、第4号から第6号まで及び第2項から第4項まで省略）

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（職員の数等）

第6条 （第1項及び第2項省略）

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園 児 の 区 分	員 数
（省 略）	
<p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状をいう。備考1において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第8項</u>において読み替えて準用する場合を含む。<u>第12条の4第8項</u>）の登録（備考1において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p style="text-align: center;">（2から4まで省略）</p>	

（第4項及び第5項省略）